

(略)

東京都監査委員	鈴木晶雅
同	藤井一
同	友渕宗治
同	岩田喜美枝
同	松本正一郎

平成29年3月3日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において、請求人は、平成27年度宿泊施設向けコールセンターサービス運営委託契約及び平成28年度、平成29年度宿泊施設向け多言語コールセンターサービス運営委託契約並びに平成29年度多言語コールセンター事業運營業務委託契約における落札金額は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独禁法」という。）に定める不公正な取引方法に該当し違法であり、独禁法の下で守られている都民の利益が損なわれるとして、低入札価格調査制度の導入を求めているものと解される。

(1) 平成27年度宿泊施設向けコールセンターサービス運営委託契約（以下「本件27年度契約」という。）について

法第242条第2項は、請求期間について、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることはできないとし、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

請求人が問題としている、平成27年10月8日に締結された本件27年度契約は、契約締結した日から既に1年4か月以上を経過している。そして、1年以上を経過して本件請求に至った理由について、請求人は本件請求の中で示していない。

したがって、本件27年度契約は、法第242条に定める住民監査請求として不適法であると解さざるを得ない。

(2) 平成28年度及び平成29年度宿泊施設向け多言語コールセンターサービス運営委託契約並びに平成29年度多言語コールセンター事業運營業務委託契約（以下「本

件28年度以降契約」という。)について

住民監査請求が適法となるためには、昭和60年9月30日浦和地裁判決において、「問題とされる財務会計上の行為が、地方公共団体に対して損害を与えるものであることが必要である」とされている。また、平成6年9月8日最高裁においても、住民監査請求の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならず、たとえその行為等に違法、不当な事由があるとしても、それが地方公共団体に損害をもたらすような関係にない場合は、住民監査請求の対象となる行為等には該当しないとされている。このことから、本件請求が適法となるためには、契約の締結により都に現に損害が生じているか、または将来損害が生じるおそれがあることが必要となると解される。

そもそも、地方公共団体の契約については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする（法第234条第3項）と定められている。そして、その例外として、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合、長が最低の価格をもって申込みをした者の当該申込み価格では、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。））第167条の10第1項（以下「政令例外条項」という。）と定められている。

これらの規定の趣旨について、平成17年3月2日さいたま地裁は、「本来、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすべきである」が、「常に最低の価格を提示したものを相手方とすると、落札価格が不合理なものであった場合には、契約不履行に陥り、その結果、普通地方公共団体に損害を与えるおそれがあり、そのような事態を生じることを防止する目的にあると解される。」と判示している。

都の契約制度では、政令例外条項で定める損害のおそれがあると認められる契約は、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号。以下「規則」という。）第14条等により、「工事又は製造の請負」に限定している。すなわち、都の契約制度上、工事又は製造の請負契約に該当しない業務委託等の契約においては、法第234条第3項に基づき予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることが、経済的にかつ損害の発生のおそれが無いものとされている。なお、都では業務委託契約を民法上の委任契約又は準委任契約として運用しており、これらの契約は政令例外条項の対象外である。

そこで、本件平成28年度以降契約についてみると、いずれも業務委託契約であり、法第234条第3項に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者と契約締結または締結を予定していることが認められる。そうすると、本件平成28年度以降契約は、現に損害が発生しておらず損害の発生のおそれも無いものとされている以上、住民監査請求の対象となる行為に該当するとはいえない。

仮に、請求人の主張が、本件28年度以降契約について、政令例外条項の適用をせずに契約締結をしたことをもって損害のおそれを生じさせ、違法・不当な契約であると解すると、請求人は、都の契約制度そのものの是非を問題としていることになる。

住民監査請求の対象は、都の執行機関又は職員について、違法・不当な個別の財務会計上の行為等（本件の場合、個別の契約締結行為）を対象とするもので、その背景にある制度の是非は、住民監査請求の対象であると解することはできない。

したがって、いずれにしても本件28年度以降契約は、法第242条に定める住民監査請求として不適法であると解さざるを得ない。

よって、本件請求は、上記（1）及び（2）により、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。